**PARK JAM（パークジャム）イベント実施企業募集要項**

**１.PARK JAMイベント試行実施の目的**

本市では、平成２年の国際花と緑の博覧会（以下、花博）の開催から30周年の節目となる令和２年度に、鶴見緑地において「花博開催30周年記念イベントPARK JAM（パークジャム）」を開催しました。当イベントでは、花博開催30周年を契機とした新たな公園緑化行政の展開を見据え、新たな公園活用をテーマに、公園をより楽しく自由に使うといった取り組みを行うこととします。

また、令和３年度より、都市の魅力向上や地域コミュニティの活性化を目的として、だれもが自分たちの公園を自由な発想で、より柔軟により楽しく使いこなすための施策「みんなで公園活用事業」（愛称：パークファン）を地域に身近な小・中規模公園を対象に進めています。本イベントはパークファンのショーケース的な役割として、「PARK JAM」の理念を継承したイベントを実施する企業を募集します。

**２．PARK JAMイベント試行の募集対象**

　PARK JAMの理念を継承したイベントを企画から実施まで本市の物的・人的支援なく開催できる企業を募集します。

本市はPARK JAMのロゴマークを貸与し、広報活動に協力する等の役割を担い、相談窓口となるなど実施のための支援を行います。

**３．募集期間**

　令和5年５月1日から令和5年５月31日までの期間で受け付けています。また、受付時間は平日の午前9時から午後5時までとします。

**４.対象公園**

　長居公園

**５．PARK　JAMイベント実施時期**

下記に示す日程期間中のうち、１日または２日間の開催をお願いいたします。

　令和5年10月15日から令和５年11月30日まで

**６．PARKJAMイベント企業の選定**

　募集期間中、応募のあった企業から随時企画書を受領し、PARK JAMの理念に合致したイベントであるかを協議の中で確認しながら、先着順に最大２社まで選定します。

**７．PARK JAMロゴマーク使用許可書**

　協議を進める中で本市がPARK JAMの理念に合致し、円滑にイベントが開催可能であると判断したイベントについてはPARK JAMロゴマーク使用許可書を発行いたします。ただし、本事業は試行実施のため、協議を始めたものの理念に合致しない、もしくは実現可能性の低いイベントについては本市の判断にて協議を打ち切ります。

**８．大阪市公園条例に基づく占用許可等の届け出**

　大阪市公園条例に規定する占用許可及び行為許可の申請、使用料の納付が必要です。また、警察、消防、周辺地域、その他企画の実施にあたり調整が必要な関係機関との協議も、応募者ご自身で行っていただきます。

**９．応募資格**

　参加できる者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たす法人とします。

ア　１年以上の営業実績を有し、直近１年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人市町村民税（東京都の場合は都民税）の滞納がないこと

イ　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当していないこと

ウ　令和２・３・４年度　大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給・業務委託）種目「04：映画等制作・広告・催事、印刷　03：催事」において登録されていること。

エ　企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

オ　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

**10．公園活用の取り組みについて**

本イベントについては、本市の公園活用事業「パークファン」のショーケース的な役割となるよう、イベント内の中の取り組みの一つとして、だれもが参加できるような公園活用プログラムを実施してください。

また、本市では下記のとおり、パークファンで実施を行っていただく民間事業者や市民団体等（以下、プレーヤー）を募集しています。本イベントで開催する公園活用プログラムにおいては、プレーヤーを優先的に実施案内しますので、パークファン事業と連携が取れるような仕組みをとるようにしてください。また、公園活用プログラムについては、プレーヤーと合わせて、最低５プログラム程度をイベント内で実施することとしてください。

「令和5年度　新たな公園活用に向けた「パークファン」プレーヤーを募集します」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000590229.html>

**11．PARK JAMロゴの使用について**

　PARK JAMロゴの使用許可書が発行されたのち、各種広報等での使用を許可します。ただし、使用期間は許可書が発行されてから令和６年３月31日までとする。

また、以下（１）から（３）に注意すること

（1）サイズを拡大・縮小して使用する場合は、原則として縦横の比率を変えないこと。

（2）認定マークのデザインと企業・商品のイメージが同一化するような使用はしないこと。

（3）認定マークのデザインを自己のものとして商標又は意匠に使用又は登録しないこと。

認定マークの使用に起因する問題が起こった場合は、使用者が速やかに責任を持って対処するものとし、大阪市は一切の責任を負いません。

**12．申し込み方法**

以下の書類をそろえて、15の申し込み先まで事前に電話連絡の上、ご持参ください。

（1）イベントの企画書（自由様式）

（2）会社概要書及び過去に同様のイベントを開催した実績など

（パンフレットやホームページをプリントアウトしたものの提出も可。）

（4）直近１年度分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

（提出時点で発行から３か月以内のもの（原本））

（5）直近１年度分の本店所在地の法人市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明

（提出時点で発行から３か月以内のもの（原本））

ご提出いただいた書類は途中で開催不可となった場合も返却いたしません。

**13．報告書の作成**

　PARK JAMでの取り組み内容について、開催記録の情報についてご提供ください。（A3版）記録写真については、公開できる写真とし、個人情報の取り扱いにはご注意ください。

作成した報告書は紙媒体（カラー印刷）と電子データ（CD-RまたはDVD-Rに保存）で本市に提出してください。

**14.その他注意事項**

（1）新型コロナウイルス感染症拡大対策について

ア　イベントの企画検討段階から実施及び運営まで、国や大阪府が示す感染拡大防止に関する指針、関係する業種のガイドライン等を準拠しながら、感染拡大防止に十分に対策を講じること。

イ　今後の感染拡大状況に応じて、国や大阪府から自粛要請等があった場合や、本市の判断で業務の中止をする場合に、本市の指示に迅速に対応できるよう備えておくこと。

（2）個人情報の管理について

業務遂行にあたり知りえた個人情報は、個人情報保護法・大阪市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。

（3）著作権の帰属について

業務遂行にあたり作成した制作物の所有権及び著作権は、すべて大阪市に帰属するものとする。

**15.申し込み・問い合わせ先**

担当：大阪市建設局公園緑化部調整課

住所：〒559-0034　　大阪市住之江区南港北２丁目１番10号

ATCビル　ITM棟４階

電話：06-6615-6705

電子メール：hanahaku30@city.osaka.lg.jp